

2025年6月

令和8（2026）年度入学試験受験者の皆様

東京大学大学院数理科学研究科

風水害等の災害により被災した受験者への検定料免除について

本学では、地震や台風など風水害等の災害で被災された方の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、所定の条件に該当する受験者に対し検定料を免除しています。

(<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/kenteiryomenjo.html>)

検定料免除を希望される方は、裏面を確認のうえ、下記のとおり教務チームメールにてご連絡願います。

記

（1）連絡内容等：

【メールタイトル】大学院入試の検定料の支払免除／払戻の申請

【本文】検定料の免除／払戻を希望しますので、申請書類を送付願います。

・氏名：

・志望課程名：修士課程・博士課程（※いずれかを記入）

・受験番号：（※すでに受験番号が振られている者のみ）

【メール送信先】skyoumu.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

（東京大学大学院数理科学研究科教務チーム）

（2）上記メールを受信後、教務チームから申請様式をお送りします。

（3）（2）のメールに返信する形で、免除申請書／返金請求書および、公的機関が発行するり災証明書等を教務チームに送付願います。

【備考】

- ・ 申請受付期間
 - 修士課程入試の検定料免除申請：2025年11月28日（金）まで
 - 博士課程入試の検定料免除申請：2026年2月27日（金）まで
- ・ 検定料を振り込まれた方には、他の出願者分ととりまとめて年度末までに返金します。
- ・ 申請書類（検定料免除申請書、証明書類、返還請求書）に不足や、記載内容に不備がある場合には、免除の対象とはなりませんので、提出にあたってはご注意ください。

以上

風水害等の災害により被災した入学志願者の検定料の免除について

本学では、地震や台風など風水害等の災害により被災された方の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、以下のとおり検定料を免除する措置を講じます。

措置の概要

1. 免除対象となる入学者選抜試験

- (1) 学部前期課程の一般入学試験（前期日程）、推薦入試、外国学校卒業学生特別選考及び学部英語コース特別選考並びに学部後期課程の学士入学及び編入学に係る選考
- (2) 大学院研究科及び大学院教育部の入学に係る選抜
- (3) 教育学部附属中等教育学校の前期課程の入学に係る選抜及び後期課程の編入学に係る選考

2. 対象者

上記1に掲げた試験の志願者で、次のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 入学志願者の学資を主として負担する者が、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域で被災し、次のいずれかに該当する方
 - イ 所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
 - ロ 死亡又は行方不明の場合
- (2) 居住地が、福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された方

3. 申請書類

次の(1)または(2)のほか、(3)の証明書類を提出願います。

- (1) 検定料免除申請書
- (2) 返還請求書（検定料納付済の場合）
- (3) 次のいずれかの証明書類（いずれの証明書もコピー可）
 - ・ 上記2の(1)イに該当する方…公的機関が発行する災害証明書
 - ・ 上記2の(1)ロに該当する方…公的機関が発行する死亡又は行方不明を証明する書類
 - ・ 上記2の(2)に該当する方…公的機関が発行する被災証明書

4. 免除方法等

申請のあったものについて、審査の結果、対象と判断した場合、納付すべき検定料を免除します。また、納付済みの検定料に関しては、審査の結果、対象と判断した場合、検定料額を返還します。